様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

２０２６年　６月　１２日

群馬県知事　　あて

提出者　　〒３７８-００１６
住　所　群馬県沼田市清水町３７４８番地

氏　名　日本デルモンテ株式会社　群馬工場

群馬工場長　　頼金　健次

電話番号　０２７８-２３-２２１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本デルモンテ株式会社　群馬工場
事業場の所在地	群馬県沼田市清水町３７４８番地
計画期間	２０２６年４月１日～２０２７年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業　中分類：食料品製造業
②事業の規模	２０２５年度製品出荷額　１２７億円
③従業員数	１８７名（正社員：１４８名　契約社員（パート含む）３９名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙：廃棄物処理フロー図（現状） 産業廃棄物の種類別性状の説明

利根沼田 環境森林事務所 -8612 第　号 収受

（日本産業規格　Ａ列４番）

【第1面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程】

産業廃棄物の種類別性状の説明

(a)植物性残渣	・生処理(りんご)から発生する搾汁液・粕・トリミング粕及び不具合原料、不具合製品。 原料処理によって発生する植物性残渣。 ※一部、廃棄物の種類が「大分類:廃酸」で、りんご果汁の排出あり。
(b)廃プラ	・原材資材の入ってきたPE袋・アルミラミネート袋、香料等の入ってきたプラ容器、 製造工程から排出される容器類(PE、PP、PET製の内外装フィルム、キャップ、ボトル等) 紐等のプラスチック類で材質は、PE、PP、PETが主体である。
(c)ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず及び木屑	・場内の破損、修理から発生する板ガラス、コンクリートくず、石膏ボード・スレートくず及び 陶器破片等の混在物。 ・香料の入ってきた壜、製品容器として使用された壜類。 ・破損した木製パレット
(d)余剰汚泥	・製造作業工程より発生する汚水を活性汚泥法にて処理するが、それより発生する余剰の 汚泥。この余剰汚泥を脱水処理し汚泥として処分する。脱水処理後の汚泥の含水率は 78%前後となる。
(e)廃油	・減速機等から発生する潤滑廃油
(f)廃アルカリ・廃酸・燃えやすい廃油	・製品分析用の試薬類 ・印字等に使用する有機溶剤類

産業廃棄物処理の課題

発生抑制	・製造の季節変動が大きくその処理対応の為に廃棄物の排出原単位が高くなり、 又、生産品目によっても発生する廃棄物量が変動する。 ・廃棄物から有価物への転換が進まない。(廃プラの購入先が減少している)
再生利用	・再生利用業者等に関する十分な情報、施設も不足している。 ・植物性残渣の完全再生化(肥料化、メタン発酵によるバイオガス化)を維持する。
(中間処理)	・現行のベルトプレス脱水機で、今以上に脱水率を向上させる。(目標:汚泥含水率75%) ・排水流入水の負荷を軽減する。

(3) 目標の設定

・廃プラ類の発生抑制を図るため、分別、再利用及び有価物化への取組を推進する。
・原料農産物の収穫にあった製造計画を立てる。
・製造工程及び製品の不具合品を発生させない。

<その他の取り組み>

・有機性汚泥の有害物分析と処理状況を記録する。
・処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認、及び委託後の定期確認をする。
・電子マニ導入継続

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

設置無し

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

インターネットによる情報、本社環境部門からの情報、県産業環境保全協会等からの情報を収集し、必要な情報は、環境組織及び職制を通して従業員に提供される。

(6) 中長期的課題

具体的には、中短期の環境目標設定の中で、廃棄物削減を取り上げ活動して行くと共に、法規制の遵守、地域住民との共存共栄を図っていく。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙：産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
排出量	3555.2 t	535.7 t

（これまでに実施した取組）
・汚泥：排水処理の適正な運転管理による汚泥の低減
・動植物性残さ：製造工程の歩留まり管理を徹底し、発生量抑制を実施
・廃プラスチック類：工程内での分別を徹底し、再資源化可能な廃プラの分級管理を実施
・木くず：木製パレットの再使用を推進し、発生抑制を実施

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
排出量	3449 t	520 t

（今後実施する予定の取組）
・汚泥：排水処理管理の適正化で、汚泥発生量のさらなる削減を推進
・動植物性残さ：原料使用量の最適化および生産管理の高度化により発生量の削減を図る
・廃プラスチック類：分別の徹底を進め、再生利用（有価物・ＲＰＦ化）の比率向上を図り、焼却処理等の委託処理量の削減を推進する
・木くず：引き続き再使用可能品の有価物化を進め排出量削減を推進する

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
廃棄物置場を区分けし、異なる種類の廃棄物が混ざらないよう分別の徹底を図っている。また、廃棄物管理者による定期的な巡回を実施している。なお、金属くずや古紙（段ボール等）については、適切に分別した上で有価物化を行っている。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
現在行っている分別を継続し、廃プラについては、引き続き分別の徹底と細分化を図り、マテリアルリサイクルによる有価物化や、サーマルリカバリーとしてのRPF化を推進する。

廃アルカリ	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
0.4 t	0.4 t	― t	― t

廃アルカリ	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
0.4 t	0.4 t	― t	― t

－ t	－ t	－ t	－ t

－ t	－ t	－ t	－ t

－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（2025年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
埋立処分・海洋投入処分の実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量</td><td>－ t</td><td>－ t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
埋立処分・海洋投入処分の計画なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7">①現状</td><td colspan="3">【前年度（2025年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>動植物性残さ</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>323.2 t</td><td>535.7 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>8.3 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>323.2 t</td><td>443.8 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>83.6 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
委託先ごとに処理方法（再生利用・熱回収・中間処理等）を把握し、廃棄物の性状に応じた適切な業者選定を行っている。
許可証の確認および契約書の締結、マニフェストによる管理を通じて適正処理の確認を実施しているほか、再資源化可能な廃棄物については再生利用業者等への優先委託により最終処分量の削減を図っている。</td></tr>
</table>

－ t	－ t	－ t	－ t

－ t	－ t	－ t	－ t

廃アルカリ	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
0.4 t	0.4 t	－ t	－ t
0 t	0.4 t	－ t	－ t
0 t	0 t	－ t	－ t
0 t	0 t	－ t	－ t
0.4 t	0 t	－ t	－ t

廃プラスチック類	木くず	廃酸	廃油
90 t	65 t	1 t	0.6 t
30 t	0 t	0 t	0.6 t
1 t	65 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
59 t	0 t	1 t	0 t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。